

平成 2 1 年第 2 回防府市議会定例会会議録（その 1）

平成 2 1 年 2 月 2 5 日（水曜日）

議事日程

平成 2 1 年 2 月 2 5 日（水曜日） 午前 1 0 時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 推薦第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 5 選任第 1 号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 6 議案第 2 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 7 議案第 3 号 職務に専念する義務の特例に関する条例中改正について
- 8 議案第 4 号 防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について
- 9 議案第 5 号 平成 2 0 年度防府市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 1 6 号 平成 2 0 年度防府市一般会計補正予算（第 6 号）
- 10 議案第 6 号 平成 2 0 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 7 号 平成 2 0 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 8 号 平成 2 0 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 9 号 平成 2 0 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 1 0 号 平成 2 0 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 1 1 号 平成 2 0 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 2 号 平成 2 0 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 3 号 平成 2 0 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 11 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 5 号 平成 2 0 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（27名）

1番	安藤二郎君	2番	斉藤旭君
3番	山田耕治君	4番	河杉憲二君
5番	山根祐二君	6番	土井章君
7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	10番	横田和雄君
11番	田中敏靖君	12番	山本久江君
13番	田中健次君	14番	佐鹿博敏君
15番	弘中正俊君	16番	高砂朋子君
17番	今津誠一君	18番	青木明夫君
19番	重川恭年君	20番	伊藤央君
21番	原田洋介君	22番	三原昭治君
23番	藤本和久君	24番	久保玄爾君
25番	山下和明君	26番	中司実君
27番	行重延昭君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	惠藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村 武文 君 議会事務局次長 吉村 和幸 君

午前 10 時 開会

議長（行重 延昭君） ただいまから平成 21 年第 2 回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会期の決定

議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 29 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 29 日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

18 番、青木議員、19 番、重川議員、御両名にお願い申し上げます。

推薦第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（行重 延昭君） 推薦第 1 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち、佐伯京子氏の任期が、6 月 30 日をもって満了となりますので、人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定により、議会

の御意見をいただくため提案するものでございます。

佐伯委員には、人権擁護委員として、平成9年から4期12年にわたり本市の人権擁護に御尽力をいただきましたが、今期をもって退任されることになりました。

今日までの御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたびお願いいたしております岩城克枝氏は、社会福祉法人防府海北園評議員、行政相談委員、防府簡易裁判所所属民事調停委員として御活躍されておられます。

また、いじめ等に悩む子どもたちや、ドメスティック・バイオレンス被害者への支援活動にも携わっておられます。

人権擁護に対しましても、情熱を持っておられ、これまでの豊富な御経験を生かしていただけるものと確信いたしております。

御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第1号については、これに同意することに決しました。

選任第1号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第1号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、石谷毅氏が3月24日をもって任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

石谷委員は、専門的な知識、経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第1号については、これに同意することに決しました。

議案第2号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議長（行重 延昭君） 議案第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第2号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成21年3月31日限りで、柳井地区広域事務組合が解散することに伴い、同組合を山口県市町総合事務組合から脱退させ、組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するためお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

議案第3号職務に専念する義務の特例に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第3号職務に専念する義務の特例に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、防府市立の小・中学校の県費負担教職員に係る職務に専念する義務の免除の承認を市教育委員会が行うため、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第4号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第4号防府市基金の設置、管理及び処分に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、介護保険制度における介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇の抑制を図り、被保険者の負担の軽減等のための財源として、国から交付される介護従事者の処遇改善のための臨時特例交付金を適正に管理するため、新たに基金を設置しようとするものでございます。

なお、この基金は、平成24年3月末までに処分することとなります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

議案第 5号平成20年度防府市一般会計補正予算（第5号）

議案第16号平成20年度防府市一般会計補正予算（第6号）

議長（行重 延昭君） 議案第5号及び議案第16号を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第5号平成20年度防府市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億9,654万3,000円を減額し、補正後の予算総額を358億6,101万7,000円

といたしております。

次に、第2条の継続費の補正につきましては、7ページの第2表及び126ページから129ページの継続費調書でお示しておりますように、基地周辺障害防止対策事業ほか4件の総額及び年割額の変更をお願いするものでございます。

第3条の繰越明許費につきましては、8ページの第3表及び130ページから133ページの繰越明許費調書でお示しておりますように、畜産基盤再編総合整備事業、樋門・排水機場管理事業、観光交流センター建設に係るまちづくり交付金事業、交通安全対策施設整備事業、市道維持補修経費、天神前植松線道路改良事業、単市道路新設改良事業、勘場川浸水対策事業に係るまちづくり交付金事業、天満宮周辺の電線地中化に係るまちづくり交付金事業、土地区画整理事業、学校施設耐震診断業務ほか、さきの2月臨時議会で承認いただきました国の第2次補正に係る14件を合わせ、25件の繰り越しをお願いするものでございます。

なお、繰越理由につきましては、繰越明許費調書に記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、第4条の債務負担行為の補正につきましては、10ページの第4表及び134ページから135ページの債務負担行為調書でお示しておりますように、不燃ごみ収集運搬業務委託に関する債務負担を、平成20年から平成25年度まで設定するものでございます。

第5条の地方債の補正につきましては、11ページの第5表でお示しておりますように、いずれも適債事業の事業費確定見込みによる変更をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、その主なものについて、事項別明細書により順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、12ページから21ページまでの市税、地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、いずれも決算見込みによる補正をいたしております。

特に、12ページの市民税の個人分につきましては、個人の所得割額の増に伴う増額補正を計上するとともに、法人分につきましては、昨年の秋ごろからの世界的な経済金融危機の中、自動車産業をはじめ、輸出関連企業の急激な業績悪化により、減額補正をいたしているものでございます。

また、14ページ上段の固定資産税につきましては、平成19年度中に企業の設備投資増に伴う償却資産に係る増額補正を計上いたしております。

次に、24ページ上段の地方消費税交付金につきましては、昨年秋以降の景気悪化に伴

う国内取引及び輸入取引の課税貨物の低迷により、減額補正をいたしているものでございます。

次に、28ページ上段の地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税の増額を計上いたしております。

次に、32ページから36ページまでの国庫支出金及び36ページから44ページまでの県支出金につきましては、事業費の内示確定や精算見込み等に伴う補正をお願いするものでございます。

特に34ページ上段の、国の第1次補正に伴う地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,838万3,000円を防災対策費に充当するため、計上いたしております。

また、40ページ上段の総務費補助金、駅移動円滑化設備整備事業補助金1,590万8,000円をJR防府駅エレベーター設置事業に充当するため計上いたしております。

次に、46ページ上段の財産収入につきましては、市有地の売り払い等に伴う補正を計上いたしております。

また、同じページ、下段の寄附金につきましては、防府市宮市町の山根節雄様からの国際交流のための指定寄附金でございます。

次に48ページから55ページまでの諸収入につきましては、いずれも事業費の確定や決算見込みに基づき補正を行っております。

次に、56ページからの市債につきましては、いずれも適債事業の事業費の確定や決算見込みに伴う補正をお願いするものでございます。

引き続きまして、歳出に移ります。

58ページから73ページまで、2款総務費につきましては、そのほとんどが決算見込み等による補正であります。特に58ページ、1項総務管理費1目一般管理費においては、同報系防災行政無線整備事業の入札差金を、60ページの上段の2目人事管理費においては、定年前退職者等に伴う退職手当の増額を、同じページの7目財政調整基金費においては、歳入で御説明いたしました市有財産売払収入等の基金への積み立てを、同じページの下段、9目企画費では、生活バス路線運行費補助金を計上いたしております。

また、66ページから71ページまでの4項選挙費につきましては、昨年8月3日に執行されました山口県知事選挙及び昨年11月16日に執行されました市議会議員一般選挙等に係る経費について、その精算に伴う減額補正を計上いたしております。

次に、72ページから81ページまでの3款民生費につきましては、そのほとんどが精算及び決算見込み等による補正であります。特に78ページの2項児童福祉費2目児童措置費につきましては、保育児童の減少に伴い、民間保育所委託料の減額を計上するとと

もに、民間保育所職員処遇向上費補助金の増額を計上いたしております。

80ページから85ページまでの4款衛生費につきましては、いずれも決算見込みに伴う補正でございますが、その主なものといたしましては、80ページ下段、1項保健衛生費3目予防費につきましては、予防接種者の増加に伴いまして、日本脳炎及びインフルエンザ予防接種委託料の増額補正を計上するとともに、82ページ上段の4目環境衛生費、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、同じページ下段の7目老人保健対策費のがん検診委託料の実績見込みで減額補正を計上いたしております。

また、84ページ、4項清掃費2目塵芥処理費につきましては、廃棄物処理施設に係るPFI事業者募集中止に伴い、PFIアドバイザー委託料及び環境影響評価委託料の減額補正を計上いたしております。

次に、86ページの5款労働費につきましては、利用者数の減による中小企業勤労者等への貸し付けに係る預託金の減額補正をいたしております。

次に、86ページから93ページまでの6款農林水産業費につきましては、そのほとんどが事業費の確定及び決算見込みによる補正でありまして、農業近代化資金等利子補給補助金や、畜産振興対策経費、農道維持管理経費、県営土地改良事業に伴う県事業負担金及び漁港津波高潮危機管理対策事業の減額補正が主なものでございます。

次に、94ページの7款商工費につきましては、新たに用地を取得し、工場を設置された2つの企業に対して、用地取得奨励金を計上するとともに、決算見込みによります制度融資の減額補正をいたしております。

次に、94ページから107ページまでの8款土木費につきましては、そのほとんどが事業費の確定及び決算見込みに伴う補正が主なものでございますが、道路新設改良工事や基地周辺障害防止事業のポンプ設備及び電気工事などの入札差金及び市営住宅西田中団地、公営住宅ストック総合改善工事などの入札差金、三田尻中関港港湾整備事業や、環状一号線・佐波新田線整備事業等に伴う県事業負担金の確定による減額が主なものでございます。

また、102ページ中段の6項都市計画費3目公共下水道費につきましては、補償金免除の繰上償還額の一部を一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

次に、106ページ下段の9款消防費につきましては、消防団員退職報償金の増額を計上いたしております。

次に、108ページから117ページまでの10款教育費については、そのほとんどが事業費の確定及び決算見込みに伴う補正でございますが、主なものといたしましては、大道小学校及び華西中学校屋内運動場の増改築事業、小学校耐震診断委託料、小学校給食室

改造工事、新体育館建設工事、右田及び華浦公民館用地造成工事などの入札差金を計上いたしております。

特に、108ページの1項教育総務費2目事務局費につきましては、指導主事給与費負担金を、同じページの3目教育指導費につきましては、申請者数の増による幼稚園就園奨励費補助金を増額補正いたしております。

また、110ページの2項小学校費及び112ページの3項中学校費の学校管理費につきましては、小学校及び中学校の電気代の増額補正を計上いたしております。

次に、118ページまでの11款災害復旧費につきましては、事業費の確定に伴う減額補正でございます。

最後に、同じページ下段の12款公債費につきましては、一時借入金利子及び公債利子を決算見込みにより補正いたすものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申しましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を8億6,017万8,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第16号平成20年度防府市一般会計補正予算(第6号)について説明させていただきます。

初めに、その趣旨説明を申し上げます。

政府は、2兆円の定額給付金をはじめとする追加経済対策の関連事業などを盛り込んだ総額4兆7,858億円の2008年度一般会計第2次補正予算案を本年1月5日に衆議院第171通常国会に提出し、両院協議会を経て、1月27日に可決成立したところでございます。

第2次補正予算の財源措置のための関連法案は、いまだ成立しておりませんが、本市を取り巻く経済状況の厳しさを考慮いたしますと、今回の定額給付金等の事業にいち早く取り組むことは、本市の景気及び地域活性化対策において有効であると判断し、3月議会へ上程したところでございます。

引き続き、内容について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19億7,058万9,000円を追加し、補正後の予算総額を378億3,160万6,000円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、4ページの第2表及び16から17ページの繰越明許費調書でお示ししておりますように、定額給付金給付事業ほか2件の繰り越しをお願いするものでございます。

なお、繰越理由につきましては、繰越明許費調書に記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、その主なものについて、事項別明細書により、順を追って御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、6ページ上段の総務費補助金につきましては、定額給付金給付事務補助金及び給付事業費補助金を計上しております。

同じページ、下段の民生費補助金につきましては、子育て応援特別手当事務取扱交付金及び特別手当交付金を計上いたしております。

引き続きまして、歳出に移ります。

8ページの2款総務費1項総務管理費19目定額給付金給付費につきましては、原則、平成21年、本年の2月1日の基準日現在において、本市に住民票がある、または外人登録をされている全世帯に、1人当たり1万2,000円を、また2月1日の基準日に65歳以上や18歳以下の人には、これに8,000円を加算して支給するものでございます。

その支給に係る事務経費として、3節の職員手当等から14節の使用料及び賃借料までの6,904万5,000円を計上し、また定額給付費として19節負担金補助及び交付金の18億3,372万4,000円を計上いたしております。

10ページの3款民生費2項児童福祉費6目子育て応援特別手当支給費につきましては、2月1日の基準日において、本市に住民票がある、または外国人登録されている世帯主であって、その世帯に属する3歳以上18歳以下の子が2人以上おり、かつ第2子以降が3歳から5歳までの子1人につき、3万6,000円を支給するものでございます。

その支給に係る事務経費として、3節職員手当等から12節の役務費までの302万円を計上し、また、子育て応援特別手当として19節の負担金補助及び交付金に6,480万円を計上いたしております。

次に、12ページ上段の7款商工費1項商工費2目商工振興費につきましては、市内の消費拡大による地域活性化対策として、定額給付金及び子育て応援特別手当の支給時期に合わせ、市内共通商品券を発行する事業に対し、防府市商工会議所へ補助するものでございます。

その事業概要としては、防府商工会議所が定額給付金等の支給時期に合わせ、定額給付金の1割相当に当たる総額1億8,000万円、額面は1億9,800万円でございますが、市内限定とする1セット1万1,000円分の商品券を1万円で1万8,000セットを販売するものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を 8 億 4, 217 万 8, 000 円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。6 番、土井議員。

6 番（土井 章君） 土井です。まず、議案第 5 号について、これは注意喚起だけをさせていただきましても、66 ページの市議会議員選挙費ですけれども、12 月議会でも問題になりましたが、市議会議員選挙費については、当初議会では、市議会議員選挙費について、費用について審議されたというふうに理解しておりますが、実際に執行されたときには、衆議院議員の選挙用の看板まで上がっている。その費用は本来、別の費目で上がるべきだろうと思うのですが、多分、市議会議員選挙費の中で執行されているというふうに推測をいたします。これは適切ではないということ指摘をさせていただいておきます。

次に、議案第 16 号の補正予算について、そのうち、市内共通券の発行事業について、予算編成の考え方、そして 2 点目は予算計上の法律上の問題点について質疑をいたします。

まず、1 点目の予算編成の考え方でございますけれども、数年前に地域振興券配付事業が実施をされました。私の記憶では、大半が県外資本の大型商業施設で利用されたと記憶をしております。

その後も、数々の県外資本による量販店、大型ショッピングセンターあるいはスーパーマーケットが進出をしております。市民の大型商業施設利用動向を裏づけるデータとして、このほど市が実施いたしました市民アンケート調査でも、大型商業施設を「よく利用する」、あるいは「たまに利用する」と回答した人は 72.7%、一方、地元商店街を「よく利用する」、あるいは「たまに利用する」と回答した人は、わずか 35%でございます。

今回の事業でも、地域振興券配付事業と同様、大半が県外資本の大型商業施設で使用され、地元商店街への効果はわずかであると考えるのは、ごく自然であると考えております。

また、たとえそれなりの額が地元商店街で消費されたと仮定いたしましても、一過性の潤いであり、根本的な活性化対策にはならないというふうに思います。話題性だけではないかというふうに思慮します。もっと根本的な活性化対策に予算は使用すべきであるというふうに考えます。

そこで、質問ですが、この事業の発案は、市が発案したのか、あるいは商工会議所が発案されたのか、お伺いします。

また、こういう事業を行うことについて、地元の商店街連合会には、相談をされたのか、

あわせてお伺いしたいと思います。

次に、新聞情報では、購入限度額を1世帯3万円というふうに報じておりますが、だとすると、対象者、恩恵にあずかる人は6,000世帯ということになります。1月1日現在の世帯数は約5万3,000世帯ございます。いただける確率は、恩恵にあずかる確率はわずか11%ということになるわけですが、市民の間で不公平感が生じることが懸念されますけれども、1世帯3万円は、商工会議所の判断でなされたのか、あるいは市の助言によるものか、お尋ねをします。

さらに、1,800万円といえば大変な大金だというふうに思います。もっと有効に、あるいは市民が喜ぶ方法はないのかということを考えましたときに、新年度当初予算の中でもかなり不満の残る部分がありますが、簡単に、例えばで申し上げますと、マツダ関連での離職者対策、六、七人の臨時職員を雇用されましたが、この1,800万円でもって市が臨時職員で採用した場合、月20万円払うとして、30人を3カ月も雇えるわけでございます。また、現在、生活保護者は約650人と伺っておりますが、この人たちの生活を救済すると仮定するならば、1人当たり2万7,000円強支給できると考えるわけでございます。そういったことを考えたことはないかどうか、お尋ねをします。

次は、予算計上の法律上の問題点で、こちらのほうが、私は問題にしておるのですけれども、今回、歳入歳出予算と同時に、その全額を繰り越す繰越明許費が計上されております。

ところで、繰越費用の制度は、地方公共団体が単年度に完了を予定して事業を計画し、これを予算化した場合において、特別の事情により、その執行が遅延し、当該年度内に完了できないときに会計年度独立の原則の特例を設けようとしたものであり、予算の繰越使用は、当該年度の歳出予算は、当該年度中においてのみ執行し得ることとしている会計年度独立の原則に対する例外を定めたものであることは、御案内のとおりでございます。

そこで、全額国庫補助事業であります定額給付金給付事業と、子育て応援特別手当支給事業については、あえて国は通達で、歳入歳出予算と繰越明許費を同時計上しても、法律違反にならないとしているようでございますので、私としても了といたしますが、問題は、市単独事業の市内共通券発行事業費補助金でございます。繰越理由として、定額給付金事業に関連し、追加した事業のためとしてございます。

定額給付金に市単独でプラスして、定額給付金と一緒に給付するのであれば、理解もできますけれども、今回の措置は、給付金とは直接的には縁もゆかりもない事業で、説明は詭弁と言わざるを得ないのでございます。

なぜなら、給付金支給事業は、市が口座振替で送金した時点で終わっているわけござ

います。単に商工会議所が給付金で支給された現金、これはもう既に給付金ではないわけ
でございます。暮れのボーナスと同じような考え方ができるわけでございますが、これ
に便乗して、あるいは当てにしてプレミアム付きの商品券を販売し、それに市が補助する
という独自の制度でございます。

1万2,000円の給付金をもらった人が、単身者であっても、3万円の商品券を買う
ことも可能でございます。1万8,000円は、定額給付金でも何でもないのでござい
ます。

したがって、市内共通商品券発行事業補助金を、歳入歳出予算と繰越明許費と同時に予
算計上することが、会計年度独立の原則に反し、認めるわけにはいかないと考えます。

ちなみに、山口市も同様の補助制度を設けることとしておりますが、ちゃんと単独分
については、ちゃんと勉強して、新年度に予算計上していることを申し添えます。

このことについての、執行部の見解をお伺いします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今、プレミアム付き商品券のことですが、繰越明許、同時
に補正計上して、同時に今回、繰越明許対応という、これはおかしいのではないかという
御質問でございますけれど、繰越明許費につきましては、2通りのやり方がございます。
1つは、経費の性質上、その年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの、それとも
う一つは、予算成立後の事由に基づき、その年度内に支出を終わらない見込みのあるもの
と、この2つが想定されるわけですが、通常、例えば用地交渉とか何とかいったとき
には、予算成立後の事由に基づいて、その年度内に支出が終わらないということで、繰り
越しをしております。

しかし、今回、土井議員さん、御指摘の件につきましては、経費の性質上、その年度内
に支出を終わらない見込みのあるものということで、これは社会的条件、そういったもの
に支配されやすい性質がある場合、これらについては、繰り越してもよろしいという行政
実例がございます。私どもは、この行政実例に基づきまして、今回、それを計上させてい
ただいておるところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今の質問の中の最初で、この事業の発案は市か商工会
議所かといったことについてでございますが、実は定額給付金の話が出たときに、商工会
議所とそういったような協議の場を持っております。その中で、昨年12月にもたしか
1,000セット、商工会議所のほうがやられた。そういったことの中で、防府市に大体

18億円程度の定額給付金が、人口からすれば入るであろうということの中で、市と商工会議所としても、市経済の浮揚、地域経済の活性化というような観点から、こういった事業に取り組もうではないかというようなことが出て、それから話がスタートして、今日に至っております。

もう1点の商店街への相談はどうかということでございますが、これにつきましては、具体的に今商店街とお話をさせていただいておる中で、商店街の対応として、それに合わせたイベントや記念セール、商店街独自のプレミアム事業、そういったものを現在検討しておられると、そういったことも含めて、今、それについても、商店街組合とも協議を進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） ほかによかったですか。6番、土井議員、質問内容がもう1点あったですね。

6番（土井 章君） 1世帯3万円はだれが判断したか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今の額面は1,000円ということは御承知と思いますが、一応1セット11枚入りを1万円で販売と。その中で、発行数を1万8,000セット、発売総額が全体で1億9,800万円になるかと思いますが、先ほど商工会議所等との話し合いの中で、1人3セットまで購入可能ということで、今の3万円という数字が出ていると思いますが、そのような決め方をさせていただいております。

私のほうからは以上でございます。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 4番目に、1,800万円の使い道ということで御質問があったと思いますが、いろいろ考えられるのではないかとこのうな御指摘でございました。確かに、おっしゃるとおりでございます。1,800万円といえば、かなりの高額でございますから、その使い道はいろいろ多々あるだろうと思います。

ただ、今回につきましては、先ほど財務部長なりが申し上げましたように、市内の景気浮揚ということの中で、これを考えたということでもあります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 法律上の問題ですけれども、確かに会計年度独立の原則は2点あることは私も重々承知しておりますが、性質上というほうを採用されたということですが、その性質上とは何かということをまず聞いてみたいと思います。

少なくとも、国庫補助事業とセットではないということは間違いないわけであって、関連性はあるのかわかりませんが、全く別事業です。商工会議所が市民の方のボーナスを当て込んで、商品券を発行するときに補助金を出すのと、性格は全く違うわけです。その性質上というのをお尋ねしたい。

本来、性質上という場合を使う場合は、さきの臨時議会でも審議されました国庫補助事業に単独が一緒について回る、それが国庫補助事業が年度内完成ができないから、繰り越すという場合であって、この単独事業の場合は、もし商工会議所に内示をしなければいけないと、内示行為があるんだというのだとするならば、債務負担行為をとって、平成20年度はゼロ、21年度に1,800万という債務負担行為をとるべきである。それは、学校給食事業なんかでも既にやっておられるので、その制度は御存じだと思います。

いずれにしても、違法性は免れないというふうに思っております。そのことについて、もう一度お伺いします。性質上とはどういうことが性質なのかということをお伺いします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 経費の性質上ということで、やっているわけですが、それは土井議員さん御理解いただいておりますが、今回の件につきましては、定額給付金とこれにつきましてはセットで考えております。連動するものであるという考え方のもとに、この辺をやっておりますので、同一の議会で提出させていただいたわけでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 3回目ですが、最後ですが、セットということですが、国庫補助事業と、この単独事業は、いかにもセットのようですが、全く中身は違うのです。一卵性双生児じゃないのです。二卵性双生児なのです。全く違う性質のものが、同時に上がっているというだけのことでして、それを実施時期が同じだから上げているというだけで、それは言い方は大変悪いですけど、詭弁にしかとれません。所管委員会にも付託されるのでしょから、所管委員会で慎重な審議をされることを希望して質疑を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 9ページ、先ほど御説明ありました19節の18億3,372万4,000円の定額給付金ですが、先ほどの御説明だと、2月1日現在で住民票がある人及び外国人登録をしている人に支給するということでしたが、これは国会での議決でそうなっているのでしょうか。それとも市独自の判断でそうしているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。住民票がある人に限るということでは。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 私どもは、国からの通達と申しますか、中で2月1日現在で掌握せいということでございますから、2月1日現在の住基をもとにこういった数字をはじめているということでございます。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） ということは、つまり、住民票がない人には支給されないということですね。

それで、一つ、この定額給付金の経済効果については、いろいろ巷間議論のあるところでありましてけれども、しかしながら、一番必要とされている人たちは、例えばこのたびりストラされて、住居も仕事もないというような人たちとか、あるいは生活保護を受けているというような人たちにとって、非常に切実な給付になると思うのです。支援になると思うのです。

いろいろ言われている中で、住民票があっても、住居は今、定まっていない。いわばホームレスと申しますか、そういう状態にある人、かなりおられると思います。そういう人たちにどう支給するのかということが第1点。

それから、これは確認ですけれども、生活保護世帯に対しての給付は、収入認定はこれに限ってはされないのじゃないかということの確認が第2点です。お答えを願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御質問の、住居がありながら、居住されていないというふうな状況はどうするのかということでございますが、基本的には、我々は住居に対して、申請書を送りし、それが返ってきた後に、初めて申請が成り立つということになります。実際には、届かないという現状もあると思いますから、それからの後については、私どももそれが回収できないというふうになれば、最大限、次の段階として調査に入ることとは最低限していかなければならないというふうに思っておりますし、今後、この問題については、本市だけの問題ではなく、他市あるいは全国にもそういったことが想定されますから、それらの取り扱いについては、他市なりあるいは国、県なりに、御協議をさせて、どういった取り扱いをするかということは、今後の検討課題というふうになるかと思っております。現状はそういった形で、まず住居がある方については、申請書を送りするということから入ってまいりたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 生活保護者に対する支給ですけれども、これは収入認定

されないというふうに聞いておりますし、私もそういうふうに理解しております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 総務部長の御答弁のように、このお金が本当にありがたい人たちに対しては、本当に行き届いた行政側の対策が必要だと思います。そのためには、労力とお金も相当要ると思うのです。今、総務部長が言われたように、かなり、一たん発送して返ってこない人たちの調査とか、そういう点では、労力とお金がそれ以上に余分にかかるわけですが、これは国がくれている事業費、事務費、これにはそういうものが想定されているのでしょうか。それとも、そういうことをやるとなると、市の独自の持ち出しになるのでしょうか。どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 基本的には、今回の支給事業については、国が全部事務費は見るということが原則でございますから、これらの調査に関する費用、例えばパートを雇い上げるとか、あるいは職員を増やして、時間外で対応するとか、そういったもろもろの経費については、国のほうで見ていただくということを私どもは当然、考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 68ページ、69ページの市議会議員選挙費、13節の委託料に関する部分で御質問いたしますけれども、先般の一般質問でもお聞きしましたが、ちょっと時間がなくなった部分もございまして、ポスター掲示場設置委託料外ということで、250万1,000円の減額補正が上がっております。恐らく今回、衆議院議員の選挙もできるようにということで、3割増しの大きな掲示板ができたということが理由で、たしか18カ所、掲示の箇所が減ったかと記憶しております。その分が安くなった。そしてまた、入札差金もあつたらうかと思われま。

しかし、衆議院議員の選挙が行われなかったということでもありますので、その分、さらに入札した部分より安く済む、つまり入札した時点で、発注していた仕事で行われなかった部分があるというふうに考えられるわけですが、この部分に関して、返金というか、そういうことはあつたのかどうか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 選挙管理委員長。

選挙管理委員会事務局長（古谷 秀雄君） 市議選挙費で執行させていただいておりますので、返還はしておりません。

以上でございます。（「聞こえません」と呼ぶ者あり）

議長（行重 延昭君） もう一回お願いします。

選挙管理委員会事務局長（古谷 秀雄君） 市議会議員選挙費で執行させていただいて

おりまして、衆議院のポスターにかかった経費は返還させてもらっておりません。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 返還というのは、それも大事なことなのですが、要は業者に対して、発注した仕事が、発注した仕様と同等に行われなかったのではないかということなのです。要は、衆議院の、シートをかけていましたですね。これが、本来であれば、市議会議員の選挙、衆議院の選挙が例えば間を置いて、2週間ぐらい間をおいて行われた場合、同日ではなくてですね。市議会議員の選挙が行われたときは、衆議院のところにシートをかけました。これ、市議会議員の選挙が終わったら、そのシートを外して、今度は市議会議員のところにシートをかけると、こういった仕様で発注をされたのではないかということなのです。つまり、業者としては2回、行かなくてはいけません。それがその分やらなくて済んでいるわけですね。わかりますか、意味が。衆議院のところにシートをかけるだけで仕事が終わったということです。本来なら、もし2回あった場合、市議会議員のところに今度はシートをかけにいかなくてはいけません。そして衆議院のシートを外さなければいけない。この作業がなくなっているということなのです。

これは、入札が行われたときには、仕様として、業者に明らかにされてなければおかしいので、きっとこういうことがありますよと明らかにされていたはずなのです。業者としては、人件費が全然変わってくるわけですが、1回行くのと2回行くのでは。その分、行われなかったので、業者としては、要は、発注した仕事を行ってないということなのです。つまり、当初の入札のときに出された、市が出した仕様と違う、つまり仕様どおりの仕事が行われなかったということなのです。その分の、つまり契約どおりに行われてないのではないかということなのですが、その分についての市側が払う、選挙管理委員会側が払った料金というのは、どうなっているのかということです。

議長（行重 延昭君） 事務局長。

選挙管理委員会事務局長（古谷 秀雄君） _____

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） その仕様の話でいきますと、当初、衆議院分のシートを後、隠しに行かれましたよね。看板を立てたときに、シートが張られてなかったのだと思いま

す。看板を立てた後に衆議院のところにシートが張られました。

このシートを張るといのが納期に納まっておりましたか。これは、どうも聞く話だと、当初提示された納期で納まらなかったということで、ここでまた問題が、契約どおりに仕事が行われてないのではないという疑義が生まれるわけですが、それを一つ聞きたいのと、これは、ことしというか、21年度に衆議院議員選挙に行われることは、これは任期ですから、間違いはないのですが、今回の発注はどのようになるのか。

例えば、この市議会議員選挙のときに発注された業者に随契で、要は働かなくてよかった分を安くさせて発注するとか、そういったことが行われるのかどうかということであります。すみません、新年度予算にもかかわってくる問題ですが、この2点をお聞きします。

議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（古谷 秀雄君） このたびの総選挙に係るポスター掲示場経費は、これは国庫補助で全額いただけておいております。それで、市議選のときにつくったポスター掲示場は今回の衆議院で役に立てないかということなのでしょうけど、それは業者は回収したら、破棄していると思いますから、新たに随契ということはございませんで、新たな入札を行うというふうに考えております。

20番（伊藤 央君） 仕様どおりに行われた、納期どおりに行われたと。

選挙管理委員会事務局長（古谷 秀雄君） _____

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 2点についてお尋ねするつもりでありましたけども、そのうち一つは、先ほどかなり土井議員との質問の中で消化された面もありますけれども、ちょっとお尋ねをいたします。

一つは、2月の臨時議会で総額2億7,349万円が追加をされたわけですがけれども、今回の議案5号の第3表の繰越明許費、8ページ、9ページを見ますと、その総額2億7,349万円がすべて繰越明許という形で、ここに金額が上がっております。全部で14件あるということですがけれども、これは繰越明許費ということは、これは限度額を示すものということで、この金額をそっくりそのまま繰り越すということではないわけでありまして、しかしこうやって考えてみると、2月の補正というものが非常に適切な補正であったのか。あるいは今回の議案第16号で出ているような、こういう補正が、国の2次補正という考え方、緊急的なそういった雇用だとか、いろんなものを考えたときに、適切な

ものであったのかどうか、非常に疑問を感じます。この辺について、総括的に、ひとつ御答弁をいただきたいというのが1点です。

それから、2点目は、先ほどの土井議員の質問ともダブりますが、議案第16号で、これは全額を同じように繰り越すというような予算であります。どの項目、費目についても、すべて議案第16号、4ページの繰越明許のところと同額を上げると、こういう形であります。

それで、繰越明許の考え方について、例えば逐条解説の地方自治法、本屋さんの「ぎょうせい」というところが出している、行政執務者のバイブルのようなものですが、そこでは、こんなふうに書いてあります。「繰越使用が認められるものは、「その性質上……年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」と「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」の二者である」と。

今の場合、前者というふうなことが、先ほどの答弁の中でありましたが、この逐条解説では、「前者に該当するものは、たとえば経済対策等のために補正予算で追加された事業に要する経費で、財源については、当該年度に確保できるが、年度間にわたる施工が必要となる見込みのあるなどの場合である」ということで、今回の場合も、経済対策という形の補正というふうに考えれば、同じようなことでありますが、この文章でいきますと、財源については、当該年度に確保できるということでもありますけれども、先ほど副市長が壇上で述べられました中では、まだ財源の関連の法案は、国会では成立してないということではありますが、そういうことの中で、先ほど国からの通達があったということでしたというふうな発言も出ましたけれども、こういった通知が出ているのか、ちょっとそれをお示し願いたいと思います。

それから、確認のためにお聞きしますが、平成12年の地方分権改革以降、通達という文書はないのではないかと私は理解しております。通知というふうに変ったのではないかと思うのですが。いわゆる上と下という関係で、国と自治体の関係でなくなって、いわゆる自治体は地方政府というふうな位置づけになりましたから、対等の関係でありますから、通知という形だろうと思いますが、通達ではなくて、通知だと思うのですが、ちょっとその辺も御確認、だから通知でありますから、これは地方自治法何条による助言というふうにたしか書いてあると思うのですが、そういう文書であるのかどうか、ちょっと御確認をさせてください。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 先週の月曜日でございますか、第2次補正予算で、承認いただいたわけですが、これとの関連性がどうなのか、適切ではないのではないかと

う御質問でございますけど、先週御承認いただいた分については、財源対策ということで、国が6,000億円ですか、用立てされたものに対してやったものでございます。

今回のものにつきましては、約2兆円、定額給付金ということで、国が措置されたものでありまして、これについては、同じ4兆円の補正の中の2兆円と6,000億円ですけど、ちょっと区分けはされておるということでございます。

それと、御承知のように、予算関連法案がまだ通っておりません。それで、そういった関係もございまして、予算のほうは、これについては、やっていくのだと。それで私どもの事情から申し上げますと、21年度予算の前倒しをしております。もし仮にこれが万が一、これが通らなくても、これはぜひやっていかななくてはいけない。こういったたぐいのものでございます。そういった関係もございまして、適正でないということは当たらないと思います。こういった事情もございまして、別々に上げさせていただきました。

それから、2点目に、まだ法案やら成立してないのに、こういったものが出されておるといことで、通達と申し上げましたが、ちょっと私、そこを確認はいたしてませんけど、通知ではないかということもございまして、ちょっとその辺につきましては、ちょっと後日、お知らせをさせていただきたいと思っております。

それで、新年度予算でもそうなのですが、補助金なんかでございまして、とにかくある程度国の国会議決がなされなくても、ある程度、今までの補助金もすべてそうでございます。ある程度見込みが立ちますと、内示的なものがある程度確保できると、その時点で皆、予算を計上いたしておるのが今までの通例でございます。

そういったことに準じまして、これらについては、今回、計上させていただいたということもございまして。

以上です。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 通達か通知かというのは、きちんと確認をしていただいけませんか。といいますのは、通知ということで基本的にあるだろうと思うのです。通知であれば、これはあくまでも国と防府市は対等の関係になるのです。平成12年の地方分権一括法で、あくまでこれは、国はこういうふうにするのがいいと思うという助言なわけです。助言というのは、逆に言えば要らんおせっかいということになる場合もあるわけです。だから、それについては、地方の自主的な判断にゆだねられているということでもあるわけです。

これは、今回の分は、給付金のこの事業については、これは法定受託事務ではなくて、自治事務だと、地方が判断してやるという事務というふうには考えられているわけです。だ

から、そういう形でいけば、私は、ちゃんと防府市がきちんと地方自治法を解釈してやるということがいけば、国がそういう助言を出しても、この助言はおかしいのではないかという、きちんとした防府市の法律を、自治法を解釈する考え方に基づいて、例えば国会で議決された後、例えば3月、最終本会議ころには、議決されるということであれば、そういった方法もあるわけですし、こういった出し方そのものが、非常に問題があるのではないかというふうなことを思いますが、この辺についてはどうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 失礼いたしました。通知でございます。

今おっしゃった、この出し方に問題があるのではないかとということでございますが、先ほど私が申しました考え方の中で、この辺については、自治体で判断したことでございまして、この辺については、適正な判断であったと判断しております。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号及び議案第16号の2議案については、関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第 6号平成20年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 7号平成20年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 8号平成20年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 9号平成20年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第10号平成20年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第11号平成20年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

議案第12号平成20年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第13号平成20年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議長（行重 延昭君） 議案第6号から議案第13号までの8議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） それでは、議案第 6 号から議案第 13 号までの 8 議案について、順を追って御説明申し上げます。

まず、1 ページの議案第 6 号平成 20 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 9 億 1,607 万 6,000 円を減額し、補正後の予算総額を 126 億 2,436 万 2,000 円といたしております。

今回の補正は、決算見込みに基づき行っておりますが、歳入では、12 月に開催しました開設 59 周年記念競輪の売り上げが、当初の車券発売額見込みに比べ大幅な落ち込みにより、車券発売金収入、諸収入等を減額補正し、歳出では、競輪事業費、払戻金及び諸支出金等の減額補正を計上し、収支差を予備費で調整いたしております。

次に、19 ページの議案第 7 号平成 20 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 4,957 万 2,000 円を増額し、補正後の予算総額を 115 億 8,752 万 3,000 円といたしております。

この会計も、決算見込み等により補正を行うものですが、歳入では、国民健康保険料、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰入金等を、歳出では保険給付費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費等を計上いたし、収支差を予備費で調整いたしております。

次に、55 ページの議案第 8 号平成 20 年度防府市索道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 174 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を 7,931 万円といたしております。

今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みに基づき補正をいたしております。

また、63 ページの議案第 9 号平成 20 年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 109 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 2 億 1,836 万 8,000 円といたしております。

今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みに基づき補正をいたしております。

次に、71 ページの議案第 10 号平成 20 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,234 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 61 億 8,473 万 5,000 円といたしております。

第 2 条の繰越明許費につきましては、74 ページの第 2 表及び 84 ページから 85 ペー

ジの繰越明許費調書でお示しいたしておりますように、公共下水道の修繕工事及び建設工事の繰り越しをお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みに基づき補正をいたしております。

次に、87ページの議案第11号平成20年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,948万1,000円を減額し、補正後の予算総額を13億1,531万7,000円といたしております。

今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みによるものでございます。

次に、99ページの議案第12号平成20年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,623万9,000円を増額し、補正後の予算総額を77億4,659万8,000円といたしております。

この会計も、決算見込みにより補正を行うものですが、保険事業勘定においては、歳入では国庫支出金につきましては、国の第2次補正に伴う介護従事者処遇改善臨時特例交付金を増額補正するとともに、支払基金交付金、諸収入等を、歳出では介護従事者処遇改善臨時特例基金への積み立て、保険給付費、地域支援事業費等を計上いたしております。

その収支差を予備費で調整いたしております。

最後に、131ページの議案第13号平成20年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,524万4,000円を減額し、補正後の予算総額を13億4,838万3,000円といたしております。

今回の補正は、歳入歳出いずれも決算見込みに基づき行っているものでございます。

以上、議案第6号から議案第13号までの8議案について、御説明申し上げました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 議案第8号平成20年度防府市索道事業特別会計補正予算についてお尋ねをいたします。

56ページ、57ページなのですが、歳入の部分、1款索道事業収入1項運賃収入であります。たしか市長の記者会見では、乗客数が大幅に増えているというような報道があったかと思えます。にもかかわらず、運賃収入が、当初予算、補正前の額より10%以上ショートしているという、この理由というのは何でしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 運賃収入の伸び悩みと申しますか、減額の件ですが、

確かに平成19年度、昨年度に比べまして、人員といたしますが、それつきましては、約3,750名程度増えておりますし、全体でも4,600名、これは1月末現在ですが、増えております。

そういった中で、当初の予算の見積もりの段階では、前年度よりも自助努力等を含めて、過大な収入見積もりということまでは言えませんが、このぐらいは努力して増やしていこうということで上げておりました。

それで、今、減額の210万円、運賃収入ですが、これにつきましては、今、周南との観光交流協定で、約3,000名程度というふうのうちの方では推測をしておりますが、それらの割引等で、思った以上に、そういった料金収入が伸びなかったというふうにとらえております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 各種割引制度が、ひょっとして乱発をされたのが、こういった乗客数は増えるけれども、運賃収入が伸びないという状況を招いたという想像もできるのですけども、今回、索道の設置及び管理条例というのが上程されておりますが、この時点で、条例がない状態でありまして、あくまでも観光施設であって、市民の福祉の増進を図るようなものではないという時点の話なのですけども、その施設にこういった運賃収入の伸びを下手したら阻害しているのではないかというような割引制度を乱発するというのは、いかがなものかと思うわけですが、これについていかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 割引制度の、悪い言葉で、乱発ということなのですが、ただ、このたび条例で新規で索道設置管理条例を上げさせていただくわけですが、今の施設を維持すること等、また今後につなげるというようなことから、周南との観光協定を結び、割引券をやったということも、観光振興策の一助であるというところをしておきますし、今まで大平山索道ロープウェイを御承知なかった方も、このことによって、広く県内に知らしめたといったような効果もございますし、今後、また21年度、来年度でございますが、それに向けても、多くの乗客の誘致に向けて、さまざまな取り組みをする中で、そのようなことも改めて誘客増につながる施策を展開していきたいというふうには考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 2つあります。1つは、24、25ページの国民健康保険特別会計ですけども、一般被保険者の国民健康保険料が2億4,454万8,000円の減額補正になっております。こっちの説明欄に現行と改定後の額が違うので、徴収率は同じだ

けれど、こういうふうには減額になったということですが、これの御説明をちょっとしていただきたいというのが一つと。

それから今度は、136ページの後期高齢者医療事業特別会計、これの特別徴収保険料、136ページ、一番上です。5億1,841万4,000円の減額になっております。この原因と申しますか、それを御説明を願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 国民健康保険料が大幅に下がっているということなのですけれども、これは後期高齢者医療のほうに移動したということが、大部分になっております。人数が、後期高齢者の人数分が、国保から逃げてきたということです。

それから、後期高齢者の136ページの特別徴収保険料、これの減額ということでございますけれども、これにつきましては、要するに、当初の見込みが人数を随分多目に見ていたということで、こういうことになっておるわけです。

それと、もう一部は、普通徴収、途中で保険の徴収方法が変わりまして、普通徴収へと、特別徴収から普通徴収へとということが変わりましたので、このあたりも含まれておるといふふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

9番（木村 一彦君） 136ページのほうの後期高齢者のほうですが、そうすると、これは途中で滞納がどんどん明らかになってきたということで、減額になっているということではないのですね。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今、議員御指摘の点につきましては、ないと。

9番（木村 一彦君） わかりました。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております8議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号については総務委員会に、議案第7号、議案第9号、議案第11号、議案第12号及び議案第13号については教育民生委員会に、議案第8号及び議案第10号については産業建設委員会に、それぞれ付託と決しました。

議案第 14 号平成 20 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 15 号平成 20 年度防府市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

議長（行重 延昭君） 議案第 14 号及び議案第 15 号の 2 議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 議案第 14 号及び議案第 15 号について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第 14 号平成 20 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みに立ちました収入及び支出の増減額を、それぞれお示しいたしておりますように、補正をお願いするものでございます。

すなわち、予算第 2 条に定めております業務の予定量につきましては、給水戸数を 4 万 5,232 戸に、年間総給水量を 1,410 万 7,000 立方メートルに、1 日平均給水量を 3 万 8,649 立方メートルに、建設改良事業の事業費を 8 億 4,391 万 8,000 円に改めようとするもので、以下、この業務量の変更等に伴い、所要の補正をお願いするものでございます。

予算第 3 条に定めております収益的収入及び支出の予定額につきましては、3 ページ以降の平成 20 年度防府市水道事業会計補正予算実施計画にその内容をお示しいたしておるとおりでございます。

1 ページに戻りまして、営業収益のうち、給水収益につきましては、夏場に気象条件に恵まれましたことなどによりまして、増額補正をお願いいたしております。給水負担金やその他の収入の増減額を見込み、収益的収入全体では 2,490 万 1,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

一方、費用面におきましては、企業債借入利率の低下に伴う支払利息の減額、一般管理費等の減額を見込んでおりまして、電力料金の値上げ等に伴う動力費の増額並びに消費税及び地方消費税納付額の増額等はございますが、収益支出全体では、2,118 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、予算第 4 条に定めております資本的収入及び支出の主なものは、収入におきましては、補償金免除繰上償還の財源を、借換債から減債積立金及び工業用水道事業会計からの長期借入金に変更することに伴う企業債借入額の減額及び他会計借入金の計上でございます。

支出におきましては、同時施工を予定しておりました主たる公共工事が延期されたこと等に伴う建設改良費の減額を、営業設備費につきましても、所要の減額を見込んでおりますが、企業債償還金につきましても、繰上償還の対象となる企業債の異動等に伴う増額をお願いするものでございます。

なお、資本的収支不足額の補てん財源につきましても、それぞれお示しをいたしておりますように、改めようとするものでございます。

第5条につきましては、ただいまの理由によりまして、企業債の起債の目的及び限度額のうち、借換債に係る限度額全額を減額補正しようとするものでございます。

第6条につきましては、一般会計からこの会計へ受ける補助金の額を、児童手当特例給付金の減額に伴い、890万6,000円に減額しようとするものでございます。

第7条につきましては、補償金免除繰上償還の財源とするため、繰越利益剰余金3億1,188万7,000円を減債積立金に処分しようとするものでございます。

次に、議案第15号平成20年度防府市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

本会計につきましても、補正予算書11ページにお示しをいたしておりますように、決算見込みに立ちました増減額をお願いするものでございます。

予算第2条に定めております業務の予定量につきましても、年間総給水量を587万2,068立方メートルに、1日平均給水量を1万6,088立方メートルに改めようとするもので、以下、この業務量の変更等に伴い、所要の補正をお願いするものでございます。

予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額につきましては、平成20年度防府市工業用水道事業会計補正予算実施計画にその内容をお示しいたしているとおりでございます。

給水収益につきましては、責任水量制を採用しておりますが、夏場の期間のみ契約水量の増量の申し込みを受けておりまして、その増額分の補正をお願いしております。

その他の収入につきましても、増額が見込まれ、収益的収入全体では1,184万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

一方、費用面におきましては、一般管理費等諸費用の減額を見込んでおります。消費税及び地方消費税納付額の増額はございますが、収益的支出全体では、210万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、予算第4条に定めております資本的収入及び支出の主なものは、支出におきましては、先ほど水道事業会計で御説明申し上げました補償金免除繰上償還の財源として2億円を長期貸し付けすることによる投資の計上をお願いするものでございます。

なお、資本的収支不足額の補てん財源につきましても、それぞれお示しをいたしておりますよう改めようとするものでございます。

以上、議案第14号及び議案第15号について御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号につきましては産業建設委員会に付託と決しました。

生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 大変申しわけございません。国民健康保険の特別会計のところで、木村議員から御指摘のありました保険料の2億8,000万円の減でございますけれども、これにつきまして御訂正申し上げます。

当初の予算の算定につきましては、18年度の所得をもとに算定しております。それが、平成20年度国保料の調定につきましては、平成19年度の確定した所得をもとに算定しておるものでございます。それによりまして、予算と確定の所得に差が出てきているということでございます。

それから、後期高齢者につきましては、当初からの見込みがはっきりしていないということで、こういう状況になったということでございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

議長（行重 延昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は3月2日、午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。お疲れでございました。

午前11時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年2月25日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 青 木 明 夫

防府市議会議員 重 川 恭 年